

定款

目黒蒲田電鐵株式會社定款（大正11年6月2日）

	第一章 總則
第壹條	本會社ハ目黒蒲田電鐵株式會社ト稱ス
第貳條	本會社ノ目的ハ左ノ如シ <p>一、電氣鐵道ヲ敷設シ旅客及貨物ノ運輸ヲ爲スコト</p> <p>二、電力、電燈及電熱ノ供給竝ニ電氣機械器具ノ販賣及貸付ヲ營ムコト</p> <p>三、以上ノ目的ヲ達スルニ必要ナル他ノ事業ニ投資スルコト竝ニ附帶業務ヲ營ムコト</p>
第參條	本會社ノ資本金ハ金五百萬圓トス
第四條	本會社ハ本店ヲ東京府荏原郡大崎町ニ置ク
第五條	本會社ノ廣告ハ東京市ニ於テ發行スル時事新報ヲ以テ之ヲ爲ス

	第二章 株式
第六條	株式總數ヲ拾萬株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス
第七條	株券ハ記名式トス
第八條	第壹回拂込株金額ハ壹株ニ付金五圓トシ第貳回以後ノ拂込ハ取締役ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム <p>株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ其拂込期日ノ翌日ヨリ拂込當日マテ金壹百圓ニ付壹日金四錢ノ割合ヲ以テ遲延利子ヲ支拂ヒ且ツ其ノ遲延ノ爲メ生シタル一切ノ損害ヲ賠償スヘキモノトス</p>
第九條	株主又ハ其法定代理人ハ其氏名住所及印鑑ヲ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ <p>外國ニ住所ヲ有スル株主ハ日本ニ於ケル假住所又ハ代理人ヲ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ</p>
第拾條	株式名義ノ書換又ハ株券ノ分合若シクハ再交付ノ請求ヲ爲スモノハ當會社所定ノ手續ヲ履ミ且ツ其費用ヲ支拂フヘシ
第拾壹條	本會社ハ株主總會前參拾日以内ノ期間ニ於テ當該株主總會ノ終結ニ至ル迄株式名義ノ書換ヲ停止スルコトヲ得

	第三章 株主總會
第拾貳條	定時株主總會ハ毎年六月及拾貳月ノ兩度ニ之ヲ招集ス
第拾參條	株主カ代理人ヲ以テ其議決權ヲ行ハントスルトキハ他ノ出席株主ニ限り之ヲ代理人ト爲スコトヲ得
第拾四條	總會ノ決議ハ法律ニ別段ノ規定アル場合ノ外出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
第拾五條	總會ノ議長ハ取締役之ニ任ス取締役ノ全員事故アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選任ス
第拾六條	其日ノ議事ヲ終了スルコト能ハサル場合ニ限り議長ハ會議ヲ延長シ又ハ會場ヲ變更スルコトヲ得

第拾七條	總會ノ決議事項ハ決議録ニ記載シ議長及出席株主貳名以上之ニ署名スヘシ
------	-----------------------------------

	第四章 役員
第拾八條	役員ハ之ヲ左ノ如ク定ム <p>取締役 六名以内</p> <p>監査役 參名以内</p>
第拾九條	取締役及監査役ハ壹百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選任ス選舉ノ際得票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ決ス
第貳拾條	任期ハ其選任後取締役ニ在リテハ第六回監査役ニ在リテハ第四回（ママ）ノ定時株主總會終結マテトス <p>補缺選舉ニ依リ就任シタルモノノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス</p>
第貳拾壹條	取締役カ監査役ニ供託スヘキ株券ノ員數ハ壹百株トス
第貳拾貳條	株主總會ノ決議ヲ以テ取締役中ヨリ社長及專務取締役ヲ置クコトヲ得 <p>社長ハ會社ヲ代表ス社長缺員ノトキハ專務取締役會社ヲ代表ス</p>
第貳拾參條	取締役ノ決議ヲ以テ相談役又ハ顧問ヲ置クコトヲ得

	第五章 計算
第貳拾四條	本會社ノ決算期ハ毎年五月及拾壹月ノ末日トス
第貳拾五條	每期總益金ヨリ營業上一切ノ費用及損失ヲ控除シタル殘額ヲ純益金トシ之ヲ左ノ如ク處分ス <p>一法定積立金 百分ノ五以上</p> <p>一別途積立金 若干</p> <p>一役員賞與金 百分ノ十以内</p> <p>一株主配當金 若干</p> <p>一後期繰越金 若干</p>
第貳拾六條	株主配當金ハ毎決算期日ニ於ケル株主名簿現在ノ株主ニ對シ之ヲ配當ス
第貳拾七條	削除

	第六章 附則
第貳拾八條	本會社ノ負擔ニ歸スヘキ創立費ハ金壹千圓以内トス
第貳拾九條	發起人ノ住所氏名及其引受ケタル株式數ハ左ノ如シ（略之）

東京急行電鉄株式会社定款（昭和47年5月29日改正）

	第1章 總則
第1条（商号）	本公司は東京急行電鉄株式会社と称する。 <p>英文名をTOKYU CORPORATIONとする。</p>
第2条（目的）	本公司は次の事業を営むことを目的とする。 <ol style="list-style-type: none">地方鉄道業 軌道業 自動車による一般運輸業 住宅地の経営、土地家屋の売買及び賃貸業 娯楽機関の経営 食堂の経営及び日用品の販売 ホテル及び旅館の経営 国内、海外旅行の案内及びあつ旋 燃料及び自動車用品の販売 有料自動車道業 土木建築工事の設計施工請負 会社運営上必要な事業に対する投融資もしくは債務の保証 前各号に付帶関連する一切の事業
第3条（本店の所在地）	本公司は本店を東京都渋谷区に置く。
第4条（公告の方法）	本公司の公告は東京都に於て発行する日本經濟新聞に掲載する。

	第2章 株式
第5条（会社が発行する株式の総数）	本公司が発行する株式の総数は8億4千万株とする。
第6条（額面株式の1株の金額）	本公司が発行する額面株式の1株の金額は50円とする。
第7条（株券の種類）	本公司が発行する株券は記名式又は無記名式とする。
第8条（無記名式株券の発行）	無記名式株券は新株式を発行する場合に限り、取締役会の決議をもってこれを発行することができる。 <p>株主は何時でも無記名式株券を記名式となすことを請求することができる。但し記名式株券を無記名式に変更することはできない。</p>
第9条（名義書換代理人）	本公司は株式につき名義書換代理人をおく。 <p>名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>本公司の株主名簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本公司においてはこれを取扱わない。</p>

第10条（株式の取扱）	本公司の株式の取扱については、取締役会が定める株式取扱規則による。
第11条（株主名簿の閉鎖）	本公司は毎事業年度最終日の翌日よりその期の定時株主總會終了の日まで、株式の名義書換その他の登録並びに抹消を停止する。 <p>臨時株主總會その他必要に際しては、取締役会の決議により予め公告してこれを停止することができる。</p>

	第3章 株主總會
第12条（招集）	本公司の定時株主總會は毎事業年度終了後二月以内にこれを招集し、臨時株主總會は必要がある場合臨時に招集する。
第13条（決議）	株主總會の決議は出席株主の議決権の過半数をもってする。但し法令の定めによるべき場合、又は本定款に別段の定めがある場合にはその定めによる。
第14条（議決権の代理行使）	株主が代理人により議決権を行使しようとするときは、その代理人は出席株主に限る。但し代理人は本公司に委任状を提示し、その代理権を証明することを要する。
第15条（議長）	株主總會の議長は取締役社長とし、取締役社長事故あるときは他の取締役がこれに代り、取締役の全員事故あるときは出席株主中より選任する。
第16条（延期、統行及び会場変更）	株主總會の議長は当日の議事が終了しないときに限り、株主總會の決議によって会議を延長し又は会場を変更することができる。
第17条（議事録）	株主總會の議事は議事録に記載し、議長と出席した取締役がこれに記名捺印するものとする。

	第4章 取締役及び取締役会
第18条（定員）	本公司の取締役は25名以内とする。
第19条（選任）	取締役選任の決議は発行済株式総数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席する株主總會に於て、その議決権の過半数をもって行い累積投票によらないものとする。
第20条（任期）	取締役の任期はその選任後第四回の定時株主總會終結までとする。 <p>補欠選挙により当選就任した取締役の任期は前任者の殘任期間とし、又増員選挙による当選者の任期は他の同職者の現任期間とする。</p>

東急株式会社定款（2022年6月29日改正）

第21条（取締役会の招集）

取締役会招集の通知は会日の7日前に各取締役に對し発することを要する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。

第22条（会長、社長、副社長、専務、常務）

本公司には取締役会の決議により取締役社長1名、取締役副社長2名以内、専務取締役並びに常務取締役若干名を置く。前項の外必要に応じ取締役会の決議をもって取締役会長1名を置くことができる。

第23条（代表取締役）

代表取締役は取締役会の決議をもって定める。但し取締役社長は代表取締役でなければならない。

第24条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は別に定める。

第5章 監査役

第25条（定員）

本公司の監査役は5名以内とする。

第26条（任期）

監査役の任期はその選任後第二回の定時株主総会終結までとする。補欠選挙により当選就任した監査役の任期は前任者の残任期間とし、又増員選挙による当選者の任期は他の同職者の現任期間とする。

第6章 相談役

第27条（相談役）

本公司には取締役会の決議により相談役を置くことができる。

第7章 計算

第28条（事業年度）

本公司の事業年度は1年を2期に分け、4月1日より9月30日までを上期、10月1日より翌年3月31日までを下期とする。

第29条（利益金処分）

毎期総益金より営業上一切の費用及び損失を控除した残額を純益金とし、株主総会の決議によりこれを処分する。

第30条（利益配当）

株主配当金は毎事業年度最終日における株主名簿現在の株主又は質権者にこれを配当する。但し、転換社債について事業年度の途中において転換の請求があったとき、その請求をなした時の属する事業年度の前事業年度の終において転換があったものとみなし、これを支払う。前項の配当金が、その支払確定の日から満3年間受領されないときはその配当金は本公司に帰属する。

第1章 総則

(商号)

第1条 本公司は、東急株式会社と称する。英文名をTOKYU CORPORATIONとする。

(目的)

第2条 本公司は次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉄道事業および索道事業
2. 軌道業
3. 自動車による一般運輸業
4. 住宅地の経営、土地家屋の売買及び賃貸業
5. ゴルフ場、各種スポーツ施設およびカルチャー教室の経営
6. 食堂の経営ならびに食料品、日用雑貨品および酒類の販売
7. ホテル及び旅館の経営
8. 旅行業
9. 土木建築工事の設計施工請負
10. 前払式特定取引に関する商品の売買の取次
11. 会社運営上必要な事業に対する投融資もしくは債務の保証
12. 損害保険代理業
13. 情報提供・処理サービス業及び電気通信事業
14. 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務
15. 放送法に基づく放送事業
16. 鉄道車両、自動車、コンテナおよび駐車装置ならびにそれらの部品の製造、修理および販売
17. ショッピングセンターの経営、管理業の受託
18. 広告、宣伝に関する業務
19. 不動産の管理および貸借の受託
20. クレジットカードの取扱いに関する業務ならびに割賦販売法に基づく割賦販売
21. 警備業法に基づく警備業
22. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
23. 高齢者住宅・施設の経営および介護サービス事業
24. 保育施設の経営および保育サービス事業
25. 電力小売事業およびガス小売の取次事業
26. 映画、コンサート、演劇等の興行用施設の経営
27. 空港およびこれに準ずる施設の企画、開発、維持管理、運営
28. 古物営業法に基づく古物の売買
29. 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
30. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 本公司は本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 本公司は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 本公司の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 本公司の発行可能株式総数は、9億株とする。

(単元株式数)

第7条 本公司の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 本公司は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本公司の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 本公司の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 本公司は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。本公司の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本公司においてはこれを取扱わない。

(株式の取扱)
第12条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)
第13条 本会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合随時招集する。
(定時株主総会の基準日)
第14条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(電子提供措置等)
第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)
第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)
第17条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(議長)
第18条 株主総会の議長は取締役社長とし、取締役社長事故あるときは他の取締役がこれに代り、取締役の全員事故あるときは出席株主中より選任する。

(議事運営規則)
第19条 株主総会の議事に関し、取締役会は議事運営規則を定めることができる。

第4章 取締役及び取締役会

(定員)
第20条 本会社の取締役は20名以内とする。
(選任)
第21条 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が

出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。

(任期)
第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集)
第23条 取締役会招集の通知は、会日の一週間前までに各取締役および各監査役に対し発することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の書面等による決議)
第24条 本会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(役付取締役)
第25条 本会社には取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名その他の役付取締役若干名を置くことができる。

(代表取締役)
第26条 代表取締役は取締役会の決議をもって選定する。取締役社長は代表取締役でなければならない。

(取締役会規程)
第27条 取締役会に関する事項は別に定める。
(取締役との責任限定契約)

第28条 本会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(定員)
第29条 本会社の監査役は5名以内とする。
(選任)
第30条 監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)
第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会招集の通知は、会日の一週間前までに各監査役に対し発することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査役会規程)
第33条 監査役会に関する事項は別に定める。
(監査役との責任限定契約)

第34条 本会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任)
第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。
(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 相談役

(相談役)
第37条 本会社には取締役会の決議により相談役を置くことができる。

第8章 計算

(事業年度)
第38条 本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)
第39条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)
第40条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)
第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社に帰属する。

(附則)
1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律

(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

- 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条はなお効力を有する。
- 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。